

改正

平成9年9月30日訓令第13号

平成15年9月26日訓令第13号

平成19年3月30日訓令第5号

平成26年3月28日訓令第5号

只見町高齢者サービス調整チーム設置運営要綱

1 目的

高齢者の多様なニーズに対応するため、福祉、保健、医療等の各サービスを総合的に調整し、適切なサービスを提供しうるシステムを整備するとともに、要援護老人等に対する処遇を確立し、高齢者及びその家族の福祉の向上に寄与することを目的として只見町高齢者サービス調整チーム（以下「調整チーム」という。）を設置する。

2 事業内容

調整チームは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健師、看護師、施設指導員、ホームヘルパー、民生委員等の訪問及び相談活動を通じて高齢者のニーズの把握
- (2) 高齢者の健康状態、経済状況、家庭環境等を踏まえたケースの検討及び具体的処遇の方策
- (3) 関係サービス提供機関へのサービス提供の要請
- (4) 高齢者サービスに関する情報収集及び処遇方法等の調査及び研究
- (5) その他必要と認める課題の検討

3 構成者

調整チームは、次に掲げる者をもって構成する。

（原則として、次の表に掲げた者を町の行政組織にてらして定める。）

区分	構成者	備考
町	保健福祉課 保健福祉課長、保健福祉課副課長、福祉係長、保健係長、老人福祉担当者及び身体障がい者福祉担当者 地域包括支援センター 管理者、保健師及び看護師 在宅介護支援センター 福祉援助員及び看護師 診療所 事務長及び主任看護師 老人保健施設 施設長及び相談指導員 高齢者生活福祉センター 生活相談員及び生活援助員	
県出先機関	保健所の保健師及び精神衛生相談員 保健福祉事務所の老人担当者	

団体	只見町社会福祉協議会 事務局長、次長及びホームヘルパー	
その他	民生委員その他必要と認められる者	

4 会議

- (1) 調整チームの幹事は、保健福祉課長とする。
- (2) 会議は、幹事が招集し、会議をつかさどる。
- (3) 会議は、協議事項の内容によって構成者の一部により開催することができる。

5 庶務

調整チームの庶務は、保健福祉課福祉係において処理する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則 (平成9年9月30日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年9月26日訓令第13号)

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日訓令第5号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。